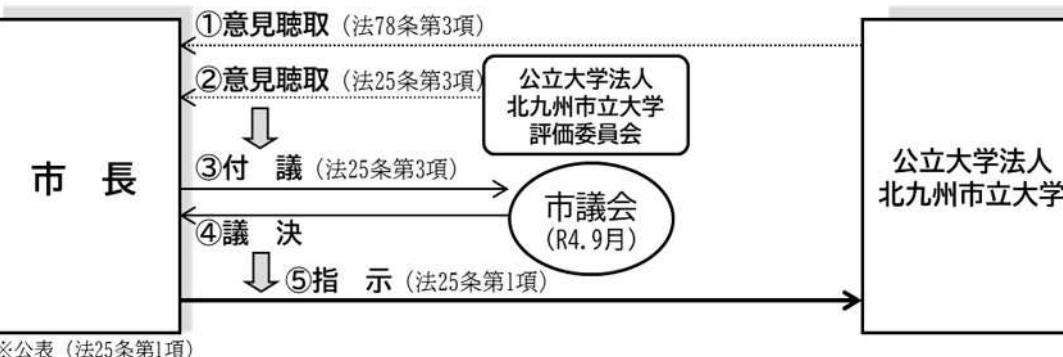


公立大学法人北九州市立大学 第4期中期目標の策定について

1 中期目標について

設立団体（市）の長が、今後6年間（R5～R10年度）に大学が達成すべき業務運営に関して、目標を定めるもの。〔地方独立行政法人法第25条第1項、第78条第1項〕

【策定の手続き】

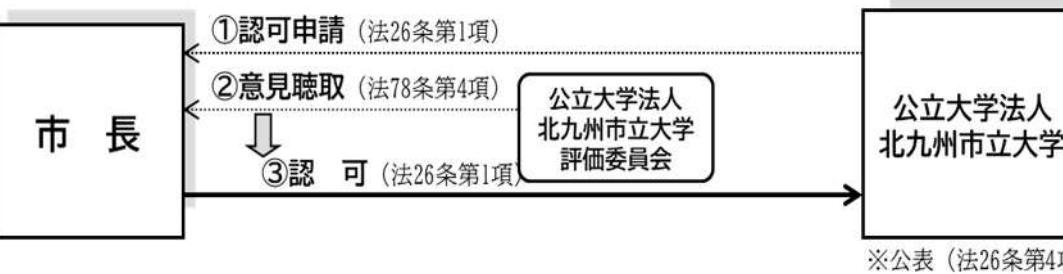


2 中期計画について

中期目標の指示を受けた大学は、当該目標を達成するための具体的な計画（中期計画）を作成する。

〔地方独立行政法人法第26条第1項〕

【策定の手続き】 R5.1月頃



3 中期目標・中期計画の策定に係るスケジュール（予定）

R4年 6月	6月定例会に中期目標（案）の報告（常任委員会）
9月	9月定例会に中期目標の議案提出
10月	議決後、北九州市立大学に中期目標を指示
↓	北九州市立大学が中期計画を策定。市に認可申請
R5年 1月	北九州市立大学中期計画の認可

公立大学法人北九州市立大学 第4期中期目標（案）

北九州市は、「誰もが住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちの実現に向けて、若い世代の定着促進やSDGs未来都市計画の推進等に取り組んでいます。

市は、北九州市立大学が、市の目指すまちづくりの実現に資するとともに、地域や社会への貢献を通じて、学生、保護者、企業、市民及び市等の大学関係者（ステークホルダー）に価値ある大学として選ばれ、さらに発展していくことを期待して、ここに中期目標を定めます。

中期目標の期間：令和5年4月～令和11年3月（6年間）

教育に関する目標

1 学修者本位の教育の推進

- ・学修成果の可視化等

2 地域や社会の未来を担う人材の育成

- ・起業家精神を有する人材の育成
- ・数理・データサイエンス・A.I.教育等

3 国際化の推進

- ・国や地域を越えた広い視野を持ち、グローバルに活躍する人材育成等

4 学生支援の充実

- ・入学から就職に至るまでの適切な学生支援

5 入試制度の見直し及び広報の充実

- ・入試制度等の継続的な検証・改善

研究に関する目標

1 地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進

- ・市内企業等との共同研究の推進
- ・脱炭素技術開発等の持続可能な社会に向けた先端的研究の推進

2 研究成果の還元

- ・大学が強みや特色を持つ研究領域における社会実装に向けた研究・技術開発の推進

3 優れた研究等への支援

- ・優れた研究や若手研究者への支援の充実

地域(社会)貢献に関する目標

1 シンクタンク機能の強化

- ・地域や社会が直面する様々な課題に対するシンクタンク機能の強化

2 SDGs未来都市への貢献

- ・SDGs未来都市としての市の発展に寄与

3 リカレント教育の推進

- ・リカレント教育の積極的な推進

4 地元就職率の向上

- ・地元就職支援への取組み

5 大学間連携の推進

- ・他大学との連携の更なる推進

管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

- ・理事長・学長のリーダーシップに基づく戦略的なマネジメント等

2 財務内容の改善

- ・財源の多元化の推進

3 自己点検・評価、情報提供等

- ・自己点検・評価の適切な実施
- ・大学の取組の積極的な情報発信

4 その他業務運営

- ・安全管理や危機管理の徹底
- ・人権及び法令遵守の意識の向上
- ・若手、女性教員等の積極的な採用

※下線は、各分野において特に重点的に取り組むもの

(案)

公立大学法人北九州市立大学第4期中期目標

はじめに

北九州市は、人口減少や高齢化・産業構造の変化といった課題に直面しており、特に若い世代の定着促進は喫緊の課題となっている。

このため、市は、令和2年4月に「第2期北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「新たな仕事の創出により新たな人の流れやまちの賑わいが生まれ、そこで更に新たな仕事が創出される」という好循環の創出に向けて、若者の定着の一層の促進等に取り組み、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指している。

また、国から「SDGs未来都市」に選定されている北九州市では、令和12年（2030年）のあるべき姿として、SDGsを踏まえた教育の実践による「未来の人材が育つまち」や、環境と経済の好循環による「ゼロカーボンシティを目指すまち」等の5項目を掲げ、SDGsの達成に向けた取組みを進めている。

このようなことを背景に、市は、北九州市立大学が知の拠点として、市が目指すまちづくりに資することを求める。中でも、人々の生活や企業活動の変革に大きく寄与するデジタル・トランスフォーメーション（DX）を担う人材や、起業家精神（アントレプレナーシップ）と論理的思考力を備えたまちを支える人材を輩出し、これら人材の市内への定着を図るとともに、大学発の優れた技術の実用化等により新産業の創出に資する等の地域への貢献を期待する。

また、北九州市への愛着や誇り（シビックプライド）を胸に、社会で活躍する人材を育成することを期待する。

一方、18歳人口の減少等により大学間競争が激化する中で、大学が、地域や社会の要請に応えながら発展していくためには、大学自らの強みや特色を生かしつつ、複数の大学での人的・物的資源の共有を可能とする大学等連携推進法人制度の導入も視野に、大学間の連携をより強固なものにしながら自治体や産業界等と連携・協力していくことが重要である。

市は、北九州市立大学が、他大学等と連携・協力して市の目指すまちづくりの実現に資すること等を通じて、学生、保護者、企業、市民及び市などの大学関係者（ステークホルダー）に価値ある大学として選ばれ、さらに発展していくことを期待し、ここに令和10年度までの中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間

第2 教育に関する目標

1 学修者本位の教育の推進

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するため、教学マネジメントの確立や学修成果の可視化等に取り組み、学修者本位の教育を推進する。

2 地域や社会の未来を担う人材の育成

産業界や市と連携しながら、起業家精神を有する人材の育成を図るとともに、数理・データサイエンス・AI教育に取り組み、専門分野の知識や技能に加えて論理的思考力及びデータ活用力を有する人材等の多様な人材育成に努める。

また、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担い、教育・研究機関をはじめ実践的な分野で活躍する博士後期課程学生の育成に取り組む。

なお、定員を満たしていない一部の大学院においては、大学院教育に対する社会のニーズを把握し、それを踏まえた魅力的な大学院のあり方等について検討の上、教育課程の再編に着手する。

3 国際化の推進

学生の海外留学や外国人留学生の受入れ、様々な形の国際交流体験等を通じて、国や地域を越えた広い視野を持ち、グローバルに活躍する人材を育成するとともに、学生と地域との交流を推進し、地域社会の国際化に寄与する。

4 学生支援の充実

多様な個性やニーズを持つ学生に向けて、修学や心身の健康等に関する支援や就職支援の充実など、入学から就職に至るまでの適切な学生支援を実施する。

5 入試制度の見直し及び広報の充実

優秀な学生を安定的に確保するため、積極的かつ効果的な入試広報を実施するとともに、入試制度や広報活動の継続的な検証・改善に取り組む。

第3 研究に関する目標

1 地域課題の解決や社会の要請に応える研究の推進

地域課題の解決や地域産業の発展に寄与するため、市内企業等との共同研究を推進するとともに、脱炭素技術開発や新エネルギー開発等の持続可能な社会に向けた先端的な研究を推進し、社会的要請に応える。

2 研究成果の還元

大学が強みや特色を持つ研究領域において、産業界等とも連携し、国内外の研究機関、企業等が有する多様な資源を活用しながら、社会実装に向けた研究・技術開発を進める。

3 優れた研究等への支援

科学研究費の獲得に向けた支援や学内競争的資金の活用等により、優れた研究や若手研究者への支援の充実を図る。

第4 地域（社会）貢献に関する目標

1 シンクタンク機能の強化

産業界や市との連携を深めることで、高齢化や地域コミュニティの希薄化等、地域や社会が直面する様々な課題に対するシンクタンク機能を強化し、地域の知の拠点としての社会的役割を果たす。

2 S D G s 未来都市への貢献

S D G s の達成に向けた様々な取組みを積極的に推進し、「S D G s 未来都市」としての市の発展に寄与する。

3 リカレント教育の推進

社会人等の学び直しや課題解決のニーズを踏まえたリカレント教育を積極的に推進し、学修者が生涯学び続けられる機会の提供に努める。

4 地元就職率の向上

学生と市内企業・産業界のニーズをより精緻に調査・分析して地元就職支援に取り組み、地方創生の推進に寄与する。

5 大学間連携の推進

市との連携の下、大学等連携推進法人制度などを含め、大学の強みや特色等を生かした他大学との連携のあり方について検討し、大学間連携の更なる推進に努める。

第5 管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

理事長・学長のリーダーシップに基づく管理体制の下で、戦略的に大学をマネジメントする。

また、DX等の推進により業務の効率化や機能強化を推進するとともに、北方・ひびきの両キャンパスを一元的に捉え、学内の資源配分の最適化を図る。

2 財務内容の改善

外部資金の継続的な獲得と、卒業生や関係者等からの寄附金の充実を図るなど、財源の多元化を進め、健全な財務運営に努める。

3 自己点検・評価、情報提供等

自己点検・評価を適切に実施するほか、教育研究の成果や地域貢献等の大学の取組みについて積極的に情報発信し、地域社会との連携の強化に努める。

4 その他業務運営

(1) 危機管理、法令遵守の徹底

日常における安全管理はもとより、国内外の自然災害や感染症、さらには海外での紛争等による学生等の危機管理を徹底するとともに、人権及び法令遵守の意識の向上に取り組み、法人への社会的信頼の確保に努める。

(2) 教員の多様性の向上

教育・研究力に優れた若手、女性等の教員の積極的な採用や登用等により多様性の向上に努める。